

## 緑区地域課題チャレンジ提案事業補助金交付要綱

制定 緑地振第 230 号 平成 17 年 9 月 1 日

最近改正 緑地振第 1204 号 令和 5 年 1 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、緑区地域課題チャレンジ提案事業に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 緑区地域課題チャレンジ提案事業の補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

(補助事業者等の範囲)

第 3 条 この要綱における補助事業者等は、緑区地域課題チャレンジ提案事業実施要綱に基づいて事業実施の対象となった団体（以下「チャレンジ事業実施団体」という。）とする。

2 次の各号に掲げる場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(緑区の経費補助等)

第 4 条 緑区が補助できる事業経費の限度額（以下「経費補助限度額」という。）は、別表 1 のとおりとする。

ただし、チャレンジ事業実施団体のうち令和 3 年度までに補助金の交付を開始した団体については、別表 1-2 のとおりとする。

2 令和 3 年度までに補助金の交付を開始した団体が、令和 4 年度以降に新たな事業を開始して補助金の交付を受けようとする場合の経費補助限度額は、第 1 項の規定にかかわらず、別表 1 のとおりとする。

(対象経費)

第 5 条 この要綱において、補助対象経費は、チャレンジ事業実施団体が補助事業の実施に直接要する経費のうち別表 2 に掲げる経費とし、補助対象経費に対する補助金額は、予算の範囲内で区長が決定した額を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定による補助金交付申請書の提出期日は、毎年6月末日までとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定による補助金の交付の申請は、緑区地域課題チャレンジ提案事業補助金交付申請書（第1号様式）を用いるものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定による補助金交付申請書への添付書類は、緑区地域課題チャレンジ提案事業実施要綱第5条第1項に定めるものとする。
- 4 緑区地域課題チャレンジ提案事業実施要綱第5条第2項の規定により提出を省略した書類については、前項の添付書類についても省略できるものとする。
- 5 補助金規則第5条第3項の規定により補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、補助金規則第5条第1項第3号に定める事項とし、添付を省略させることが出来る書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

（交付の決定通知）

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金の交付の決定通知は、緑区地域課題チャレンジ提案事業補助金交付決定通知書（第5号様式）を用いるものとする。

（実績報告）

第8条 補助金規則第14条第1項の規定による実績の報告は、緑区地域課題チャレンジ提案事業実績報告書（第6号様式）を用いるものとする。

- 2 補助金規則第14条第1項第6号の規定による実績報告書への添付書類は、緑区地域課題チャレンジ提案事業実施要綱に定める緑区地域課題チャレンジ提案事業実施報告書（第7号様式）、緑区地域課題チャレンジ提案事業収支決算書（第8号様式）及び領収書等経費の支出を証する書類又はその写しその他これらに類する書類（ただし、補助事業等に係る支出で、1件の金額が1,000円未満のものに係る領収書等は除く）とする。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定による実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第3号に定める書類とする。

（補助金額の確定通知）

第9条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定通知は、緑区地域課題チャレンジ提案事業補助金確定通知書（第9号様式）を用いるものとする。

（交付の時期の例外）

第10条 補助金規則第17条の規定による補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助金の事前交付を受けないと事業が実施できないとき。
- (2) 補助金の事前交付により事業が円滑に実施されると判断されるとき。

（交付の請求）

第 11 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、緑区地域課題チャレンジ提案事業補助金請求書（第 10 号様式）を用いるものとする。

（財産の処分の制限）

第 12 条 補助金規則第 25 条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

（関係書類の保存期間）

第 13 条 補助金規則第 26 条の規定による関係書類の保存期間は、5 年とする。

（書類の閲覧）

第 14 条 区長及び補助金の交付を受けたチャレンジ事業実施団体は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月条例第 34 号）第 7 条第 4 項に基づき、第 10 号様式を除く各様式及びその他の添付書類又はその写し（役員名簿、会員名簿、領収書等経費の支出を証する書類を除く。）を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う期間は、補助金を交付した日から 2 年間とする。ただし、第 6 号様式及びその添付書類又はその写しについては、当該書類を区長に提出した日から 2 年間とする。

3 第 1 項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	区 長	補助金の交付を受けた団体
閲覧場所	緑区総務部地域振興課	団体の事務所又は事務スペース
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。休日及び年末年始を除く。	団体が指定する時間

（交付決定の取り消し）

第 15 条 区長は、交付の決定を受けた者が、第 3 条第 2 項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（確認の承諾）

第 16 条 区長は、必要に応じ申請者又は申請団体の役員が、第 3 条第 2 項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 9 日から施行する。なお、別表 1 に関しては、平成 29 年度にチャレンジコースまたは連携コースに採択された事業については従前の通りとする。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 19 日から施行する。

別表1 経費補助限度額 (第4条)

コースの別	脱炭素化推進コース	チャレンジコース
1 事業に対して緑区が補助する事業経費の限度額	補助対象経費の総額の3分の2の範囲内で、かつ10万円を限度とする。	補助対象経費の総額の2分の1の範囲内で、かつ10万円を限度とする。
2 継続事業(2年目)に対して緑区が補助する事業経費の限度額		補助対象経費の総額の2分の1の範囲内で、かつ7万円を限度とする。
3 継続事業(3年目)に対して緑区が補助する事業経費の限度額		補助対象経費の総額の2分の1の範囲内で、かつ5万円を限度とする。

別表1-2 経費補助限度額 (第4条)

コースの別	スタートアップコース	チャレンジコース	連携コース
1 事業に対して緑区が補助する事業経費の限度額	補助対象経費の総額の4分の3の範囲内で、かつ10万円を限度とする。	補助対象経費の総額の3分の2の範囲内で、かつ30万円を限度とする。	補助対象経費の総額の10分の9の範囲内で、かつ30万円を限度とする。
2 継続事業(2年目)に対して緑区が補助する事業経費の限度額		補助対象経費の総額の3分の2の範囲内で、かつ20万円を限度とする。	補助対象経費の総額の10分の9の範囲内で、かつ20万円を限度とする。
3 継続事業(3年目)に対して緑区が補助する事業経費の限度額		補助対象経費の総額の3分の2の範囲内で、かつ10万円を限度とする。	補助対象経費の総額の10分の9の範囲内で、かつ10万円を限度とする。

別表 2 補助対象経費 (第 5 条)

1	事務用品、物品購入等の事務費
2	会場及び機材等の使用料、賃借料
3	はがき、切手代等の通信費
4	会場設営、機材運搬等の委託料
5	活動広報用のチラシ、ポスター、報告書等の印刷費、広報広告費（新聞折込の費用、広告記事の掲載に係る費用、PR するために不特定多数に無料配布するもの等広報活動費）
6	講師、指導者、出演者などへの謝金（提案団体のメンバーを除く）
7	保険料
8	事業を行う上で必要な食糧費。ただし、その合計が補助対象経費の 5% 以内とする。また、酒類は対象外とする。
9	交通費（事業を行う上で必要な、交通費のみを対象とする）
10	備品費（事業を行う上で必要な単価 30,000 円以上のもの。補助金額の 1/2 以内を上限とする）
11	その他区長が必要と認めた経費